

働き方改革

出張個別相談会

相談無料
秘密厳守

「広島働き方改革推進支援センター」より派遣される社会保険労務士等が、「働き方改革」に関する「労務管理」「賃金制度」などのお悩みをお伺いし、課題解決のための改善提案を行います。

開催日 毎月第2・第4木曜日(一部日程を除く)

2020年：5月14日・28日、6月11日・25日、7月 9日・16日、
8月13日・27日、9月10日・24日、10月 8日・22日、11月12日・26日
12月10日・24日、2021年：1月14日・28日、2月25日、3月11日・18日

時間 10:00~15:00
(1社当たり1時間程度)

場所 尾道商工会議所
3階 310号室

企業の皆さん、働き方改革関連法の対応は十分ですか?

2019年4月より改正法が
適用されています。

- 働き方改革に関する助成金について知っていますか?
- 36協定について知っていますか?
- (法定)時間外労働・休日労働の上限時間数が法律で定められたことを知っていますか?
- 上限規制への対応について既になされていますか?
- 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されること(同一労働同一賃金)は知っていますか?(中小企業は2021年4月1日より適用)
- 正規・非正規雇用労働者の待遇差について、その理由を説明できますか?

項目にひとつでも「?」がある方は、当センターの専門家に是非ご相談になりませんか?

広島働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省広島労働局委託事業〉 <https://public.lec-jp.com/hataraki-hiroshima/>

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名		業種	
TEL		従業員数	
住所			
担当者名 (部署・役職含む)			

相談会希望日時

第一希望	
第二希望	
第三希望	

ご相談内容

- 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について 働き方改革関連法全般について
- 助成金について 時間外労働の上限規制について 年次有給休暇の取得について
- 人材確保に資する技術的な相談 賃金規程の整備・賃金引上げに向けた環境整備
- その他()

会場

〒722-0035
尾道市土堂2丁目10番3号
尾道商工会議所

【申込先】
尾道商工会議所
FAX. 0848-25-2450

ご相談窓口・お問い合わせ先

広島働き方改革推進支援センター 〈厚生労働省広島労働局委託事業〉

〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4F
(株)東京リーガルマインド(LEC)広島支社内

ロウドウ ヨクシヨー

0120-610-494

E-mail hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com

受付時間

9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

